

自己資本の充実の状況

単 体

自己資本の状況

自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズにこたえるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

令和5年3月末における当会の自己資本比率は15.36%となりました。

自己資本調達手段の概要

当会の自己資本は、会員からの普通出資金及び後配出資金により調達しています。

項 目	内 容	
発行主体	静岡県信用農業協同組合連合会	
資本調達手段の種類	普通出資金	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	385億円(前年度385億円)	1,227億円(前年度1,227億円)
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約		

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当会は、規制対応及び事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより自己資本の充実度の評価を行っています。

具体的には、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を定め、信用リスク・アセット額については標準的手法及び信用リスク削減手法、オペレーショナル・リスク相当額については基礎的手法を採用して、自己資本比率を算出し、モニタリングを実施するとともに、自己資本比率が一定水準を下回る場合には、対処方針を検討し、対応する体制を構築しています。

当会にとってのリスク管理は、当会の経営の安全性を確保し、期待される役割発揮が可能な状態を維持するために、「経営戦略や業務方針の達成に対する不確実性の要因、すなわちリスクを、許容できるレベルまで調整し、そのため

に必要な施策を行うこと」であり、また、金融機関の負っているリスクが多様化・複雑化している金融環境下では、個々のリスク特性に応じた個別リスク管理は当然のこととして、様々な特性を持つ諸リスクを対象として網羅的に把握し、一貫した統制のフレームワークの下で管理を遂行することが必要であると認識しています。

このような認識のもと、具体的な取組みとして、財務上の諸リスクを中心に影響度が大きく計量化が可能な信用リスク及び市場リスク(金利リスク・価格変動リスク・為替リスク)については、VaR(バリューアットリスク)等によるリスクの計量化を行っています。計量化したリスクについては、統合した上で自己資本(経営体力)を基準にして設定されたリスク許容量と対比することにより管理しています。

また、極めて急激な市場変動が生じた場合を仮定したストレステストを実施し、自己資本の充実度を評価しています。

1 自己資本の構成

(単位:百万円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	255,335	257,395
うち、出資金及び資本準備金の額	161,302	161,302
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	97,535	99,198
うち、外部流出予定額 (△)	3,502	3,105
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	8,191	7,714
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	8,191	7,714
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	263,527	265,110
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	422	305
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	422	305
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	422	305
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	263,104	264,805
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,671,156	1,701,792
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 2,409	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 2,409	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	21,502	21,633
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,692,659	1,723,425
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	15.54	15.36

- ※ 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

2 自己資本の充実度に関する事項

〈信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳〉

(単位:百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 a×4%
現金	7,260	—	—	5,646	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	424,500	—	—	370,747	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	154,553	381	15	95,920	220	8
我が国の地方公共団体向け	41,580	—	—	37,521	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,803	181	7	401	40	1
地方公共団体金融機構向け	6,172	617	24	3,500	350	14
我が国の政府関係機関向け	9,181	918	36	5,633	563	22
地方三公社向け	1,272	0	0	1,791	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	2,949,585	590,044	23,601	2,786,960	557,541	22,301
法人等向け	498,040	257,842	10,313	466,560	267,131	10,685
中小企業等向け及び個人向け	655	403	16	698	457	18
抵当権付住宅ローン	218	76	3	186	65	2
不動産取得等事業向け	5,349	5,268	210	5,120	4,955	198
三月以上延滞等	2	—	—	—	—	—
取立未済手形	50	10	0	95	19	0
信用保証協会等による保証付	359	35	1	358	35	1
出資等	11,790	11,772	470	11,573	11,555	462
（うち出資等のエクスポージャー）	11,790	11,772	470	11,573	11,555	462
上記以外	254,516	628,264	25,130	249,654	619,835	24,793
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外に係るエクスポージャー）	23,331	58,328	2,333	20,525	51,313	2,052
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	222,873	557,183	22,287	222,873	557,183	22,287
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	2,960	7,400	296	3,388	8,471	338
（うち上記以外のエクスポージャー）	5,351	5,351	214	2,866	2,866	114
証券化	41,318	8,244	329	45,011	8,985	359
（うち非STC要件適用分）	41,318	8,244	329	45,011	8,985	359
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	261,926	169,187	6,767	281,945	229,902	9,196
（うちリスクスルー方式）	261,926	169,187	6,767	281,945	229,902	9,196
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—		—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		2,409	96		—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	4,670,139	1,670,840	66,833	4,369,329	1,701,659	68,066
CVAリスク相当額÷8%	—	316	12	—	132	5
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	4,670,139	1,671,156	66,846	4,369,329	1,701,792	68,071

オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 〈基礎的手法〉	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 a×4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 a×4%
	21,502	860	21,633	865

所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 a×4%	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 a×4%
	1,692,659	67,706	1,723,425	68,937

- ※ 1.「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 2.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 3.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 4.「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 5.「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 6.「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
- 7.「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
- ＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞
- $$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

リスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないしは消滅し、損失を被るリスクのことです。当会では、信用リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための体制として、信用リスク管理に関する規定類を整備し、適切に管理しています。

与信審査については、フロントオフィスを担う融資部門から独立した審査部門を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、個別の与信限度額管理、大口与信先の信用状況のモニタリング、資産査定における第二次査定の実施を通して、デフォルト等に伴う損失の発生を最小限に抑え、適正なリターンの確保を図っています。また、上記に加え、リスク管理部門において貸出金に有価証券等を含めた総合与信額についても限度額管理を行うとともに、格付別及び業種別の与信状況をモニタリングし、与信集中状況についても管理しています。

また、信用リスクについては、VaR等によるリスク量の計測を行い、市場リスクと統合した上で、リスク許容量による管理を実践しています。上記のモニタリングの状況、当会が保有するリスク量、リスク内容については、原則四半期ごとに開催されるリスク管理委員会にて協議・報告され、対処方針が決定されています。

当会における貸倒引当金の計上については、「資産の償却・引当要領」等に基づき次のとおり行っています。

資産の評価は担当部署が行い、この資産査定の結果を

踏まえ、資産査定統括部署が償却・引当額の妥当性についての検討・取りまとめを行い、償却引当実施部署へ報告することで、相互牽制を図り、適正に償却・引当を実施しています。また、償却・引当の結果については、経営管理委員会、理事会等へ報告しています。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと実質的に同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額を計上しています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。

標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

①リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関

株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）、S&Pグローバル・レーティング（S&P）、フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

②リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, JCR, Moody's, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, JCR, Moody's, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, JCR, Moody's, S&P, Fitch	

※ 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

① 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別・業種別・残存期間別）及び 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

	令和3年度					令和4年度				
	信用リスク に関する エクスポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	三月以上 延滞 エクスポージャー	信用リスク に関する エクスポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	三月以上 延滞 エクスポージャー
国 内	4,180,946	661,471	587,687	－	2	3,913,340	551,714	531,490	－	－
国 外	185,948	－	185,948	－	－	129,030	－	129,030	－	－
地域別残高計	4,366,894	661,471	773,636	－	2	4,042,371	551,714	660,520	－	－

法人	農業	2,189	2,189	－	－	2	2,079	2,079	－	－	－
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	99,504	77,111	17,413	－	－	107,525	73,813	28,821	－	－
	鉱業	2,461	2,461	－	－	－	2,461	2,461	－	－	－
	建設・不動産業	66,149	58,604	7,120	－	－	70,949	62,610	7,917	－	－
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	16,985	16,557	－	－	－	30,495	22,188	7,878	－	－
	運輸・通信業	47,745	37,722	8,407	－	－	46,693	38,072	7,005	－	－
	金融・保険業	3,300,897	290,038	103,159	－	－	3,067,043	166,753	90,388	－	－
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	183,980	175,524	7,108	－	－	190,274	181,757	7,306	－	－
	日本国政府・ 地方公共団体	467,753	－	467,753	－	－	408,269	－	408,269	－	－
	上記以外	162,799	－	162,672	－	－	103,874	800	102,933	－	－
個 人	1,261	1,261	－	－	－	1,176	1,176	－	－	－	－
その他	15,167	－	－	－	－	11,529	－	－	－	－	－
業種別残高計	4,366,894	661,471	773,636	－	2	4,042,371	551,714	660,520	－	－	－

1年以下	2,936,913	160,256	38,943	－		2,768,432	117,739	30,814	－	
1年超3年以下	216,425	99,414	117,011	－		206,293	98,878	87,415	－	
3年超5年以下	177,418	87,161	90,256	－		227,988	134,402	93,585	－	
5年超7年以下	284,046	176,680	107,366	－		198,434	130,711	67,722	－	
7年超10年以下	156,526	33,238	123,287	－		189,804	26,090	163,713	－	
10年超	307,231	10,460	296,770	－		227,149	9,881	217,268	－	
期限の定め のないもの	288,332	94,260	－	－		224,268	34,010	－	－	
残存期間別残高計	4,366,894	661,471	773,636	－		4,042,371	551,714	660,520	－	

- ※ 1.信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 2.「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
- 3.「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
- 4.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

② 貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

a. 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

	令和3年度					令和4年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,153	1,166	—	1,153	1,166	1,166	990	—	1,166	990
個別貸倒引当金	5,923	6,195	21	5,883	6,213	6,213	6,119	2	6,192	6,138

b. 地域別・業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

		令和3年度						令和4年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国 内		5,923	6,195	21	5,883	6,213	—	6,213	6,119	2	6,192	6,138	—
国 外		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別計		5,923	6,195	21	5,883	6,213	—	6,213	6,119	2	6,192	6,138	—
法人	農業	91	110	—	91	110	—	110	106	2	108	106	2
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	2,863	2,874	—	2,863	2,874	—	2,874	2,954	—	2,874	2,954	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	82	60	21	61	60	21	60	56	—	60	56	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	13	13	—	13	13	—	13	13	—	13	13	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	2,872	3,136	—	2,854	3,154	—	3,154	2,989	—	3,136	3,007	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別計		5,923	6,195	21	5,883	6,213	21	6,213	6,119	2	6,192	6,138	2

※ 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

③ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和3年度			令和4年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	687,489	687,489	—	513,323	513,323
	2%	—	—	—	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	21,321	21,321	—	12,093	12,093
	20%	76,121	2,950,491	3,026,612	96,273	2,788,059	2,884,332
	35%	—	218	218	—	186	186
	50%	219,229	1,506	220,735	221,887	1,503	223,390
	75%	—	589	589	—	652	652
	100%	23,292	139,077	162,369	22,719	138,885	161,604
	150%	—	—	—	—	—	—
	250%	—	247,558	247,558	—	246,787	246,787
	その他	—	—	—	—	—	—
合 計		318,642	4,048,251	4,366,894	340,880	3,701,491	4,042,371

- ※ 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみを使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

リスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用する等、信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めており、具体的な方法としては、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

「適格金融資産担保付取引」とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

「保証」については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外

の主体で保証提供時に長期格付がA-又はA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-又はBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

「貸出金と自会貯金の相殺」については、

- ①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、
- ②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、
- ③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、
- ④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、

の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

〈信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額〉

(単位:百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	1,272	—	—	1,790	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	57,712	—	—	80	—	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	9,581	—	—	6,611	—
合 計	57,712	10,853	—	80	8,401	—

- ※ 1.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 2.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 3.「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 4.「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
- 5.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

リスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価値に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）に係る取引です。

当会では、派生商品取引に関して商品別に運用限度額の設定を行い、設定された限度額の範囲内で運用するとともに、保有している派生商品の評価損益について日次でモニタリングを行い適正に管理しています。併せて、派生商品はロスカット基準を設定し、予期せぬ損失が発生しないよう管理しています。

なお、派生商品取引のうち、外国為替関連取引については、外国債券の為替リスクをヘッジする目的で外国為替先物予約を行っています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

1 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	令和3年度		令和4年度			
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式		カレント・エクスポージャー方式			
(単位：百万円)						
	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減効果 勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果 勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
令和3年度						
(1)外国為替関連取引	－	1,054	－	－	－	1,054
(2)金利関連取引	－	－	－	－	－	－
(3)金関連取引	－	－	－	－	－	－
(4)株式関連取引	－	－	－	－	－	－
(5)貴金属(金を除く)関連取引	－	－	－	－	－	－
(6)その他コモディティ関連取引	－	－	－	－	－	－
(7)クレジット・デリバティブ	－	－	－	－	－	－
派生商品合計	－	1,054	－	－	－	1,054
長期決済期間取引	－	－	－	－	－	－
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)		－				－
合 計	－	1,054	－	－	－	1,054
令和4年度						
(1)外国為替関連取引	41	443	－	－	－	443
(2)金利関連取引	－	－	－	－	－	－
(3)金関連取引	－	－	－	－	－	－
(4)株式関連取引	－	－	－	－	－	－
(5)貴金属(金を除く)関連取引	－	－	－	－	－	－
(6)その他コモディティ関連取引	－	－	－	－	－	－
(7)クレジット・デリバティブ	－	－	－	－	－	－
派生商品合計	41	443	－	－	－	443
長期決済期間取引	－	－	－	－	－	－
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)		－				－
合 計	41	443	－	－	－	443

- ※ 1.「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし、0を下回らない)をいいます。
- 2.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
- 3.「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

2 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

3 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

当会では、証券化エクスポージャーを含む資産流動化商品について、商品ごとに格付機関の格付に応じて購入限度額や期間等の投資基準を設定し、運用しています。また、有価証券勘定で保有している証券化エクスポージャーについては、証券化エクスポージャーを含む有価証券の評価損益等について計測を行い管理しています。

体制の整備及びその運用状況の概要

体制の整備及びその運用状況の概要は以下のとおりです。

証券化案件への投資を担当するフロント部署が投資案件の分析等を行い、リスク管理部署が外部格付の変遷や裏付資産のパフォーマンス等の信用リスクの変化等に係るモニタリングを

行っています。

なお、リスク管理委員会において、証券化案件に係る投資基準等について協議を行うとともに、モニタリング結果を報告しています。

信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定にあたり使用する格付は、下表の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関	
株式会社格付投資情報センター (R&I)、株式会社日本格付研究所 (JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)、S&P グローバル・レーティング (S&P)、フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)	

内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

① 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

② 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a. 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位: 百万円)

		令和3年度		令和4年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	9,079	—	13,733	—
	自動車ローン	27,294	—	26,765	—
	その他	4,944	—	4,513	—
	合 計	41,318	—	45,011	—
オフ・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—

※ 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

b. リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位:百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残 高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残 高	所要自己資本額
令和3年度						
オン・バランス	0% ～ 15%未満	—	—	0% ～ 100%未満	—	—
	15% ～ 50%未満	41,318	329	100% ～ 250%未満	—	—
	50% ～ 100%未満	—	—	250% ～ 400%未満	—	—
	100% ～ 250%未満	—	—	400% ～1250%未満	—	—
	250% ～ 400%未満	—	—	1250%	—	—
	400% ～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	41,318	329	合 計	—	—
オフ・バランス	0% ～ 15%未満	—	—	0% ～ 100%未満	—	—
	15% ～ 50%未満	—	—	100% ～ 250%未満	—	—
	50% ～ 100%未満	—	—	250% ～ 400%未満	—	—
	100% ～ 250%未満	—	—	400% ～1250%未満	—	—
	250% ～ 400%未満	—	—	1250%	—	—
	400% ～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	—	—	合 計	—	—
令和4年度						
オン・バランス	0% ～ 15%未満	—	—	0% ～ 100%未満	—	—
	15% ～ 50%未満	45,011	359	100% ～ 250%未満	—	—
	50% ～ 100%未満	—	—	250% ～ 400%未満	—	—
	100% ～ 250%未満	—	—	400% ～1250%未満	—	—
	250% ～ 400%未満	—	—	1250%	—	—
	400% ～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	45,011	359	合 計	—	—
オフ・バランス	0% ～ 15%未満	—	—	0% ～ 100%未満	—	—
	15% ～ 50%未満	—	—	100% ～ 250%未満	—	—
	50% ～ 100%未満	—	—	250% ～ 400%未満	—	—
	100% ～ 250%未満	—	—	400% ～1250%未満	—	—
	250% ～ 400%未満	—	—	1250%	—	—
	400% ～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	—	—	合 計	—	—

※ 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

c. 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号及び第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

該当する取引はありません。

d. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当する取引はありません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務戦略・組織体制・コンピュータシステム等の統制機能の不備、経営方針・手続・規定等の遵守及び管理ミス等に関連して発生するリスクのことです。

当会では、リスク管理の基本となるリスクマネジメント基本方針において、オペレーショナル・リスクとして、業務の過程又は役職員の活動が不適切であることにより損失が発生する事務リスク、コンピュータシステムのダウン、誤作動、システム不備等に伴い金融機関が損失を被るシステムリスク、経営判断や個別業務の執行において法令違反や不適切な契約締結等に起因し、損失が発生したり、取引上のトラブルが発生する法務リスク、評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じるレピュテーションリスク等を定義し、それぞれのリスクに応じたリスク管理を実施することとしています。

事務リスクについては、「コンプライアンス・マニュアル」に基づく法令・規制及び基準等の遵守、「自己検査実施要領」に基づく自己検査の実施、「事務ミス等の報告事務手続」に基づく迅速な対応と再発防止策の策定等により、事務リスクの軽減・未然防止を図っています。

システムリスクについては、「情報セキュリティ運用細則」・「情報システムセキュリティ管理要領」等に基づき、情報資産の安全性の確保とコンピュータシステムの運用管理を適切に行うことで、システムリスクの回避を図っています。

法務リスクについては、法令等の改正に伴う関連規定の速やかな変更と徹底、「金融法務等相談・リーガルチェック実施要領」に基づく弁護士・税理士等への相談により、リスクの軽減や違法行為等の未然防止を図っています。

レピュテーションリスクについては、「利用者サポート等管理細則」に基づき、取引先等の利用者からの苦情を受け付け、利用者の納得及び満足が得られるよう、迅速・誠実な対応をすることによりリスクの軽減を図っています。

上記の各リスク管理上のリスク情報については、リスク管理統括部署にて一元管理するとともに、リスクの状況・業務への影響等について必要に応じて役員及びリスク管理委員会へ報告し、対処方針を協議しています。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

有価証券勘定の株式については、株価が変動する価格変動リスクについて VaR によるリスク量の計測を行い、株式以外の資産の市場リスク及び信用リスクとともに、計測したリスク量と経営体

力を基準に設定されたリスク許容量を対比することにより管理しています。

また、株式を含む有価証券の評価損益等について日次にて計測を行い、リスク量が適正な範囲に収まるよう管理しています。

外部出資勘定の株式又は出資については、資産査定により価値の毀損の危険性を判別し、適切な管理に努めています。

① 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	14,375	14,375	14,635	14,635
非上場	169,352	169,352	169,310	169,310
合計	183,727	183,727	183,945	183,945

※ 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
売却益	6	156
売却損	—	17
償却額	—	—

③ 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
評価益	5,116	5,487
評価損	331	267

4 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する評価損益の額はありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	261,926	281,945
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金利の影響を受ける資産・負債(預け金、有価証券、貸出金、貯金等)が、金利の変動により利益の低下ないしは損失を被るリスクのことです。

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、「リスクマネジメント基本方針」及び関係規定に基づき、VaRによる金利リスクの計測及び銀行勘定の金利リスク(IRRB)の計測を行い、VaR計測した金利リスクは他の市場リスク及び信用リスクとともに経営体力を基準に設定したリスク許容量と対比することにより管理し、銀行勘定の金利リスク(IRRB)のうち現在価値変動額

(Δ EVE)は経営体力を基準とした一定の範囲内にコントロールする管理をしています。

計測したリスクの状況については、リスク管理委員会において協議し、その協議結果を踏まえ、最適資産配分及び資金運用方針等をALM委員会において検討・協議しており、適切なリスク管理に努めています。

また、金利リスク低減を図るため、ヘッジ取引を活用する体制を整えています。

金利リスクの算定手法の概要

①VaR

分散共分散法によるVaR(信頼区間:99%、保有期間:預け金及び貸出金1年、有価証券等3か月)の計測を行っています。計測頻度は月次とし、計測対象は預け金・有価証券等・貸出金としています。

②銀行勘定の金利リスク(IRRB)

農協法自己資本開示告示に定められた金利ショック下における銀行勘定の現在価値変動額(Δ EVE)及び金利収益変動額(Δ NI)の計測を行っています。計測頻度は月次とし、計測対象は金利感応度を有する資産・負債としています。なお、計測の前提は以下の通りとなっています。

●流動性貯金の金利改定平均満期は1.237年となっております。

●流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

●固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

●複数通貨の集計方法については、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

●一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利ショックの設定上は不変としています。

●その他、内部モデルは使用しておりません。

〈金利リスクに関する事項〉

(単位:百万円)

IRRB 1:金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NI	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
1	上方パラレルシフト	85,904	70,346	5,741	6,424
2	下方パラレルシフト	0	0	48	33
3	スティープ化	58,753	49,131		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	85,904	70,346	5,741	6,424
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		令和3年度		令和4年度	
		263,104		264,805	

連 結

連結の範囲に関する事項

連結自己資本比率算出の対象となる会社と連結財務諸表規則における連結の範囲に含まれる会社との相違点及び相違点が生じた原因

相違点はありません。

連結子会社数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務内容

- 連結子会社数 1社
- 主要な連結子会社

名 称	主要な業務内容
株式会社静岡県信連ビジネスサービス	現金整理等受託・手形交換等受託・為替決済受託

比例連結が適用される関連法人

該当する法人はありません。

連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれない会社

該当する会社はありません。

連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれる会社

該当する会社はありません。

連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等

該当する制限等はありません。

規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当する会社はありません。

自己資本の状況

自己資本比率の状況

当連結グループでは、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

令和5年3月期における当連結グループの自己資本比率は、15.37%となりました。

自己資本調達手段の概要等

当連結グループの自己資本は、主に会員からの普通出資金及び後配出資金により調達しています。

項 目	内 容	
発行主体	静岡県信用農業協同組合連合会	
資本調達手段の種類	普通出資金	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	385億円(前年度385億円)	1,227億円(前年度1,227億円)
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約		

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当連結グループにおける信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

1 連結自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	256,844	257,521
うち、出資金及び資本剰余金の額	161,297	161,302
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	99,048	99,324
うち、外部流出予定額（△）	3,501	3,105
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	8,190	7,714
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	8,190	7,714
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	265,035	265,235
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	458	305
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	458	305
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	458	305
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	264,576	264,930
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,672,165	1,701,741
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 2,409	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 2,409	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	21,080	21,368
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	1,693,246	1,723,109
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	15.62	15.37

- ※ 1. 農協法第11条の2第1項第2号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当連結グループは国内基準を採用しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

2 自己資本の充実度

〈信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳〉

(単位:百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 a×4%
現金	7,260	—	—	5,646	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	424,500	—	—	370,747	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	154,553	381	15	95,920	220	8
我が国の地方公共団体向け	41,580	—	—	37,521	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,803	181	7	401	40	1
地方公共団体金融機構向け	6,172	617	24	3,500	350	14
我が国の政府関係機関向け	9,181	918	36	5,633	563	22
地方三公社向け	1,272	0	0	1,791	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	2,949,618	590,051	23,602	2,786,960	557,541	22,301
法人等向け	497,400	257,216	10,288	466,560	267,131	10,685
中小企業等向け及び個人向け	655	403	16	698	457	18
抵当権付住宅ローン	218	76	3	186	65	2
不動産取得等事業向け	5,349	5,268	210	5,120	4,955	198
三月以上延滞等	2	—	—	—	—	—
取立未済手形	50	10	0	95	19	0
信用保証協会等による保証付	359	35	1	358	35	1
出資等	11,761	11,742	469	11,573	11,555	462
(うち出資等のエクスポージャー)	11,761	11,742	469	11,573	11,555	462
上記以外	256,124	629,911	25,196	249,634	619,783	24,791
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち 対象普通出資等及びその他外部TLC関連調達手段 に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	23,331	58,328	2,333	20,525	51,313	2,052
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエク スポージャー)	222,873	557,183	22,287	222,873	557,183	22,287
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分 に係るエクスポージャー)	2,985	7,464	298	3,367	8,418	336
(うち上記以外のエクスポージャー)	6,933	6,933	277	2,867	2,867	114
証券化	41,318	8,244	329	45,011	8,985	359
(うち非STC要件適用分)	41,318	8,244	329	45,011	8,985	359
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエク スポージャー	261,944	169,199	6,767	281,945	229,902	9,196
(うちリスクスルー方式)	261,944	169,199	6,767	281,945	229,902	9,196
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—		—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入 されなかったものの額(△)		2,409	96		—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	4,671,129	1,671,849	66,873	4,369,309	1,701,608	68,064
CVAリスク相当額÷8%	—	316	12	—	132	5
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	4,671,129	1,672,165	66,886	4,369,309	1,701,741	68,069

オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 (基礎的手法)	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 a×4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 a×4%
	21,080	843	21,368	854

所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 a×4%	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 a×4%
	1,693,246	67,729	1,723,109	68,924

- ※ 1.「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 2.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 3.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 4.「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 5.「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 6.「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
- 7.「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当連結グループでは基礎的手法を採用しています。
- <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>
- (粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 ÷ 8%

信用リスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連における信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容(P81)をご参照ください。

① 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別・業種別・残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	令和3年度					令和4年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国 内	4,181,918	660,872	587,687	—	2	3,913,320	551,714	531,490	—	—
国 外	185,948	—	185,948	—	—	129,030	—	129,030	—	—
地域別残高計	4,367,866	660,872	773,636	—	2	4,042,351	551,714	660,520	—	—

法人	農業	2,189	2,189	—	—	2	2,079	2,079	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	99,504	77,111	17,413	—	—	107,525	73,813	28,821	—	—
	鉱業	2,461	2,461	—	—	—	2,461	2,461	—	—	—
	建設・不動産業	66,149	58,604	7,120	—	—	70,949	62,610	7,912	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	16,985	16,557	—	—	—	30,495	22,188	7,878	—	—
	運輸・通信業	47,765	37,722	8,407	—	—	46,693	38,072	7,005	—	—
	金融・保険業	3,300,868	290,038	103,159	—	—	3,067,013	166,753	90,388	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	183,323	174,885	7,108	—	—	190,274	181,757	7,306	—	—
	日本国政府・地方公共団体	467,753	—	467,753	—	—	408,269	—	408,269	—	—
	上記以外	162,799	—	162,672	—	—	103,874	800	102,933	—	—
個 人		1,301	1,301	—	—	—	1,176	1,176	—	—	—
その他		16,765	—	—	—	—	11,539	—	—	—	—
業種別残高計		4,367,866	660,872	773,636	—	2	4,042,351	551,714	660,520	—	—

1年以下	2,936,881	160,190	38,943	—	—	2,768,432	117,739	30,814	—	—
1年超3年以下	216,425	99,414	117,011	—	—	206,293	98,878	87,415	—	—
3年超5年以下	177,360	87,104	90,256	—	—	227,988	134,402	93,585	—	—
5年超7年以下	283,717	176,351	107,366	—	—	198,434	130,711	67,722	—	—
7年超10年以下	156,338	33,050	123,287	—	—	189,804	26,090	163,713	—	—
10年超	307,231	10,460	296,770	—	—	227,149	9,881	217,268	—	—
期限の定めのないもの	289,911	94,300	—	—	—	224,248	34,010	—	—	—
残存期間別残高計	4,367,866	660,872	773,636	—	—	4,042,351	551,714	660,520	—	—

- ※ 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

② 貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

a. 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

	令和3年度					令和4年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,153	1,165	—	1,153	1,165	1,165	990	—	1,165	990
個別貸倒引当金	5,923	6,195	21	5,883	6,213	6,213	6,119	2	6,192	6,138

b. 地域別・業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

		令和3年度						令和4年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国 内		5,923	6,195	21	5,883	6,213		6,213	6,119	2	6,192	6,138	
国 外		—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
地域別計		5,923	6,195	21	5,883	6,213		6,213	6,119	2	6,192	6,138	
人	農業	91	110	—	91	110	—	110	106	2	108	106	2
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	2,863	2,874	—	2,863	2,874	—	2,874	2,954	—	2,874	2,954	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	82	60	21	61	60	21	60	56	—	60	56	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	13	13	—	13	13	—	13	13	—	13	13	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	2,872	3,136	—	2,854	3,154	—	3,154	2,989	—	3,136	3,007	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個 人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	業種別計	5,923	6,195	21	5,883	6,213	21	6,213	6,119	2	6,192	6,138	2

※ 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

③ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和3年度			令和4年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	687,476	687,476	—	513,323	513,323
	2%	—	—	—	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	21,321	21,321	—	12,093	12,093
	20%	76,121	2,950,525	3,026,646	96,273	2,788,059	2,884,332
	35%	—	218	218	—	186	186
	50%	219,229	1,506	220,735	221,887	1,503	223,390
	75%	—	589	589	—	652	652
	100%	23,292	140,002	163,295	22,719	138,886	161,605
	150%	—	—	—	—	—	—
	250%	—	247,584	247,584	—	246,766	246,766
	その他	—	—	—	—	—	—
	1250%	—	—	—	—	—	—
合 計		318,642	4,049,223	4,367,866	340,880	3,701,471	4,042,351

※ 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみを使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

当連結グループにおける信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続等については、信連に準じて管理しています。具体的内容は単体の開示内容（P84）をご参照ください。

〈信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額〉

(単位：百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	適格金融資産 担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融資産 担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	1,272	—	—	1,790	—
金融機関及び 第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	57,712	—	—	80	—	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	9,581	—	—	6,611	—
合 計	57,712	10,853	—	80	8,401	—

- ※ 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で派生商品取引及び長期決済期間取引を行っていないため、連結グループにおける当該取引に係るリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容(P85)をご参照ください。

1 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

		令和3年度		令和4年度			
与信相当額の算出に用いる方式		カレント・エクスポージャー方式		カレント・エクスポージャー方式			
(単位:百万円)							
		グロス再構築 コストの額	信用リスク削減効果 勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果 勘案後の与信相当額
				現金・自会貯金	債券	その他	
令和3年度							
(1)外国為替関連取引		－	1,054	－	－	－	1,054
(2)金利関連取引		－	－	－	－	－	－
(3)金関連取引		－	－	－	－	－	－
(4)株式関連取引		－	－	－	－	－	－
(5)貴金属(金を除く)関連取引		－	－	－	－	－	－
(6)その他コモディティ関連取引		－	－	－	－	－	－
(7)クレジット・デリバティブ		－	－	－	－	－	－
派生商品合計		－	1,054	－	－	－	1,054
長期決済期間取引		－	－	－	－	－	－
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)			－				－
合 計		－	1,054	－	－	－	1,054
令和4年度							
(1)外国為替関連取引		41	443	－	－	－	443
(2)金利関連取引		－	－	－	－	－	－
(3)金関連取引		－	－	－	－	－	－
(4)株式関連取引		－	－	－	－	－	－
(5)貴金属(金を除く)関連取引		－	－	－	－	－	－
(6)その他コモディティ関連取引		－	－	－	－	－	－
(7)クレジット・デリバティブ		－	－	－	－	－	－
派生商品合計		41	443	－	－	－	443
長期決済期間取引		－	－	－	－	－	－
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)			－				－
合 計		41	443	－	－	－	443

- ※ 1.「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし、0を下回らない)をいいます。
- 2.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
- 3.「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

2 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

3 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、信連以外で証券化エクスポージャーを取扱っていないため、連結グループにおける当該取引に係るリスク管理の方針及びリスク特性等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及びリスク特性等の具体的内容は単体の開示内容(P86)をご参照ください。

① 当連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

② 当連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a. 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位:百万円)

		令和3年度		令和4年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	9,079	—	13,733	—
	自動車ローン	27,294	—	26,765	—
	その他	4,944	—	4,513	—
	合 計	41,318	—	45,011	—
オフ・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—

※ 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

b. リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位:百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残 高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残 高	所要自己資本額
令和3年度						
オン・バランス	0% ～ 15%未満	—	—	0% ～ 100%未満	—	—
	15% ～ 50%未満	41,318	329	100% ～ 250%未満	—	—
	50% ～ 100%未満	—	—	250% ～ 400%未満	—	—
	100% ～ 250%未満	—	—	400% ～ 1250%未満	—	—
	250% ～ 400%未満	—	—	1250%	—	—
	400% ～ 1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	41,318	329	合 計	—	—
オフ・バランス	0% ～ 15%未満	—	—	0% ～ 100%未満	—	—
	15% ～ 50%未満	—	—	100% ～ 250%未満	—	—
	50% ～ 100%未満	—	—	250% ～ 400%未満	—	—
	100% ～ 250%未満	—	—	400% ～ 1250%未満	—	—
	250% ～ 400%未満	—	—	1250%	—	—
	400% ～ 1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	—	—	合 計	—	—
令和4年度						
オン・バランス	0% ～ 15%未満	—	—	0% ～ 100%未満	—	—
	15% ～ 50%未満	45,011	359	100% ～ 250%未満	—	—
	50% ～ 100%未満	—	—	250% ～ 400%未満	—	—
	100% ～ 250%未満	—	—	400% ～ 1250%未満	—	—
	250% ～ 400%未満	—	—	1250%	—	—
	400% ～ 1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	45,011	359	合 計	—	—
オフ・バランス	0% ～ 15%未満	—	—	0% ～ 100%未満	—	—
	15% ～ 50%未満	—	—	100% ～ 250%未満	—	—
	50% ～ 100%未満	—	—	250% ～ 400%未満	—	—
	100% ～ 250%未満	—	—	400% ～ 1250%未満	—	—
	250% ～ 400%未満	—	—	1250%	—	—
	400% ～ 1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	—	—	合 計	—	—

※ 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

c. 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

該当する取引はありません。

d. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当する取引はありません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

当連結グループにおけるオペレーショナル・リスクの管理方法や手続については、信連に準じた内容としています。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容(P88)をご参照ください。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、子会社が信連以外の出資その他これに類するエクスポージャーを保有していないため、連結グループにおける当該エクスポージャーに係るリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容（P86）をご参照ください。

① 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	14,375	14,375	14,635	14,635
非上場	169,292	169,292	169,280	169,280
合 計	183,668	183,668	183,915	183,915

※ 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度
売却益	6	156
売却損	—	17
償却額	—	—

③ 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 （保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度
評価益	5,116	5,487
評価損	331	267

④ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 （子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する評価損益の額はありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	261,944	281,945
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で重要性のある金利リスクを伴う取引を行っていないため、連結グループにおける金利リスクに係るリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容（P89）をご参照ください。